

綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画のうち、学校教育の推進のための施策に関する計画（以下「学校教育推進プラン」という。）を策定するために、綾瀬市学校教育推進プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育推進プランの策定に関すること。
- (2) その他学校教育推進プランの策定に必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 学校給食センター所長
- (6) 教育指導課長
- (7) 教育研究所長

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、学校教育推進プラン策定をもって満了する。

(委員長)

第6条 策定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 策定委員会に、第3条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会及び作業部会の庶務は、学校教育推進プラン主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。